

別記

拝啓 來る二十四日より工場作業開始  
候に付き御出勤相成度候尚當  
日御出勤無之即はず遺憾御  
出勤の意土心無きものと認め解雇  
可仕候  
追而出勤者に對しては休業中の給  
料支給并ニ嘆願條件に對する既  
田益事項(工場に掲示)を認容可仕  
候  
大正十三年十一月二十一日

情状



勞秘第 一四〇七號

大正十三年十一月廿七日

總  
記

警視總監 太田 政 弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿  
東京警備司令官 菊地慎之助 殿  
社會局長 官地 田 宏 殿  
東京地方裁判所 檢事 正 殿

建築金物商會 工場勞働争議ニ関スル件 (勞三報)

工場側ニ於テハ二十四日ヨリ作業ヲ開始スルコトハナ  
リタル旨ハ既報ノ通りナルガ職工側ニ於テハ款派職工

第 1128 号  
第 618 号